

(広報資料)

迅速かつ確実な発令に向けて
発令区域を2区分から5区分に細分化！

令和元年6月10日
京都市行財政局
(担当：防災危機管理室 212-6792)

京都市における水害に関する避難勧告等の発令基準の見直しについて

平成30年7月豪雨においては、多くの地域に対して、避難勧告等を一齐に発令したことから、緊急速報メールの発信回数が増加し、受け手となる住民等が避難勧告等を取捨選択しなければならないなどの課題が浮き彫りになりました。

この度、改善策として、氾濫水到達予想時間を元に発令対象地域に順位を付けて細分化し、優先すべき地域から段階的に発令するよう、下記のとおり、「京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕」の水害に関する発令基準を見直しましたのでお知らせします。

記

1 現状

河川水位の上昇に伴い、より緊急度の高い避難勧告等を発令している。

発令地域は各河川の洪水浸水想定区域を「早期発令地域(重要水防箇所に接している地域等)」と「その他の地域」に分類している。

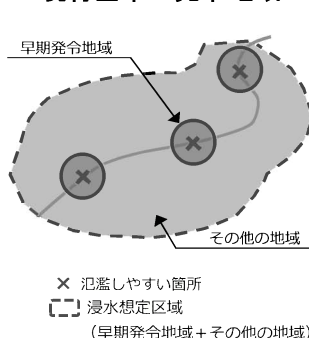
基準となる水位観測所の水位が発令水位に到達したときに「早期発令地域」に発令し、その20分後、上流側の水位が上昇していれば「その他の地域」に発令することとしている。

2 見直し内容（詳細は別紙参照）

河川管理者（国、京都府）によって実施された洪水浸水想定において明らかとなっている、氾濫水到達予想時間を元に、発令対象地域に優先順位を付けて細分化する。

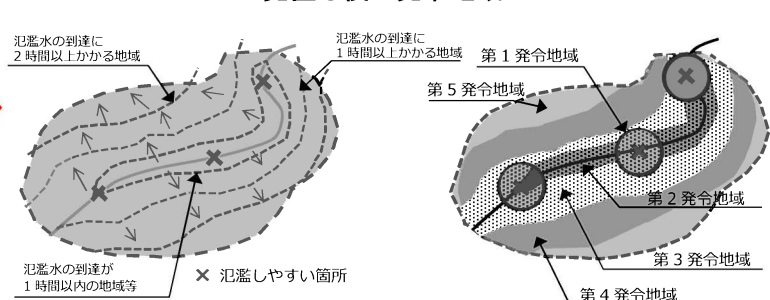
これによって、避難勧告等を伝える緊急速報メールの発信回数が減少し、住民等の混乱を防ぐとともに、優先すべき地域への発令を迅速かつ確実に行うことができる。

現行基準の発令地域



優先順位を付け
細分化
(見直し)

見直し後の発令地域

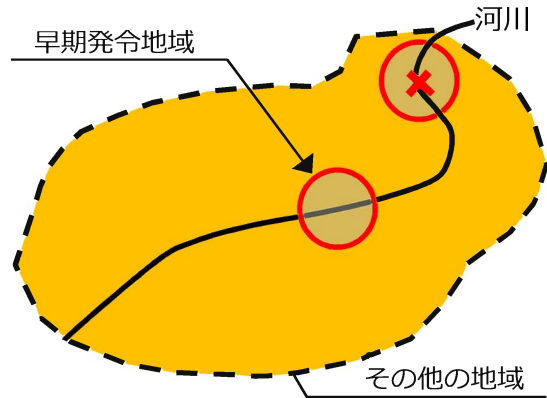


1.京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの発令基準を見直しました

京都市域では、平成 30 年度 7 月豪雨など、近年水害が頻発しています。このような状況を踏まえ、住民の皆様に、効果的な避難勧告等を提供できるよう、「京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害・土砂災害編）」のうち、水害（河川）に関する発令基準を見直しました。

2.どのように見直したの？

■ 現行の発令基準



× 氾濫しやすい箇所
[] 浸水想定区域
(早期発令地域 + その他の地域)

◆ 現行の発令

発令区域を 2 つに区分のうえ、2 つの発令タイミングで避難勧告等を発令

○ **早期発令地域**：氾濫しやすい箇所に隣接する地域
⇒ 基準水位に到達した場合に発令

○ **その他の地域**：早期発令地域以外の地域
⇒ 基準水位到達の 20 分後、上流の水位観測所の水位が上昇していた場合に発令

■ 問題点

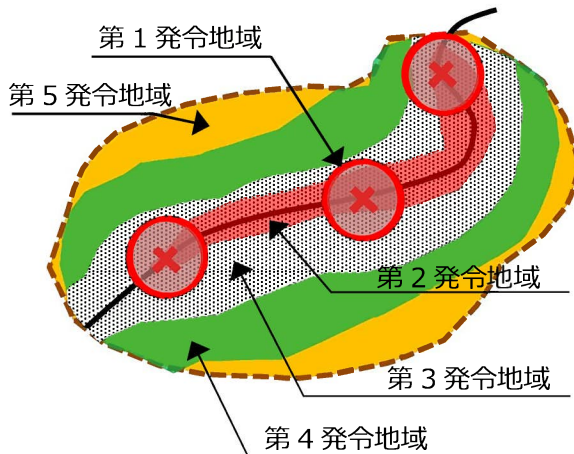
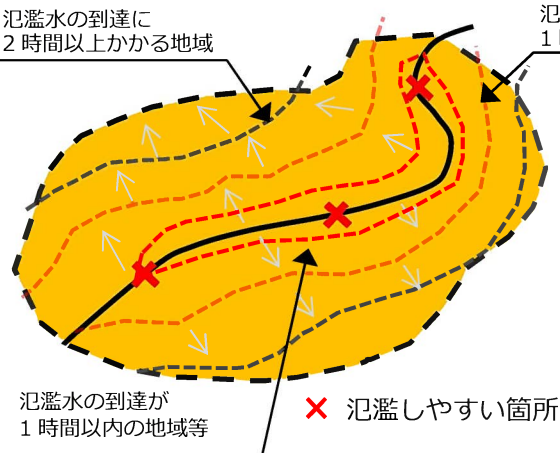
発令区域が広大な「その他の地域」を一括で避難勧告等を発令することから、

○ 避難を「急ぐ・急がない」の区別なく、一括で避難勧告等を発令することから、避難場所開設・運営の負担が大。

○ 氾濫した場合、避難を「急ぐ」地域への避難勧告等の発令が遅れる可能性がある。

「その他の地域」の発令基準を見直す

■ 見直し基準



● 見直しの概要

「その他の地域」を氾濫水が到達する時間に応じて、4 つに分割し、従来の早期発令地域と併せて、**避難勧告等の発令を 5 つに区分**

第 1 発令地域 氾濫しやすい箇所に隣接する地域
(※現行の早期発令地域と同じ)

第 2 発令地域 氾濫水の到達が 1 時間以内の地域及び家屋等倒壊危険区域（河岸浸食）が含まれる地域

第 3 発令地域 氾濫水の到達に 1 時間以上かかる地域

第 4 発令地域 氾濫水の到達に 2 時間以上かかる地域

第 5 発令地域 氾濫が発生し、避難勧告等が発令されてから避難を開始しても避難場所までの移動が可能な地域

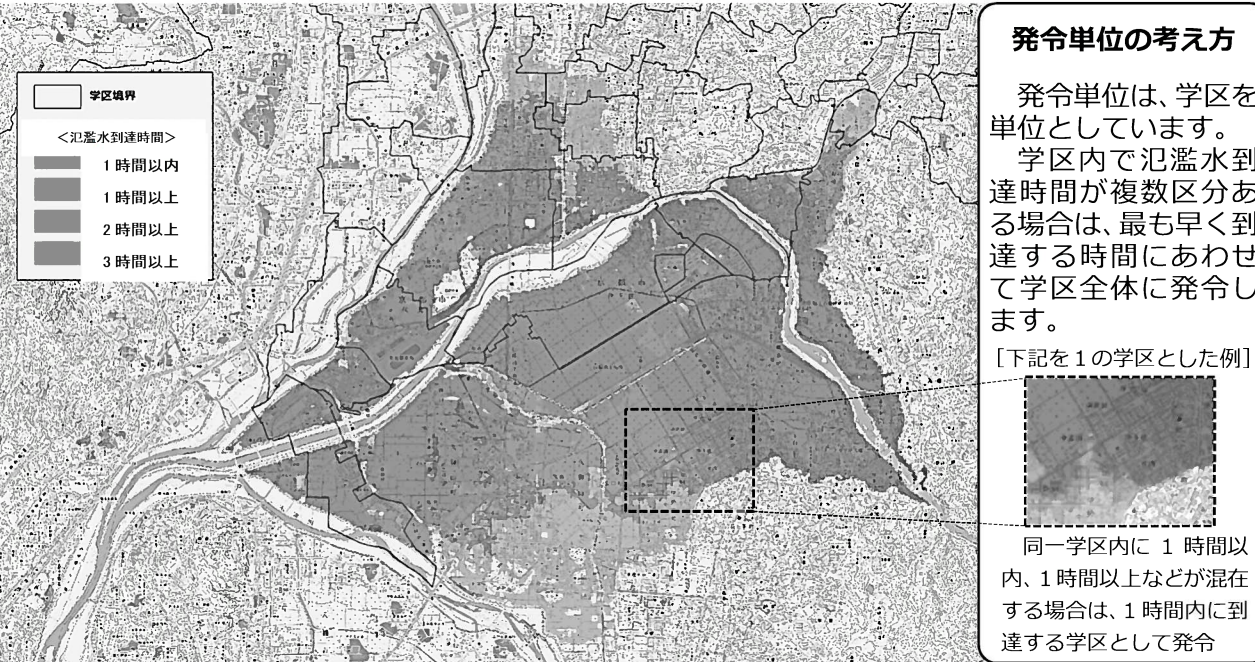
★ 見直しの効果

○ 避難を「急ぐ」地域から順に発令することから、適切なタイミングで避難勧告等を発令することができる。

3. 氾濫水の到達時間は、どのように決めたの？

氾濫水到達時間は、河川管理者（国、京都府）が実施した河川ごとの氾濫解析シミュレーションの結果を用いて、河川ごとに学区別の氾濫水到達時間を整理しました。

例）宇治川



4. 何を基準に発令するの？

避難勧告等の発令を判断する材料は、これまで通り、気象情報や水位です。各発令地域への発令基準は、以下のとおりです。

第 1 発令地域：河川管理者や京都市が水位観測所ごとに設定した**基準水位**（現行どおり）に到達した場合。

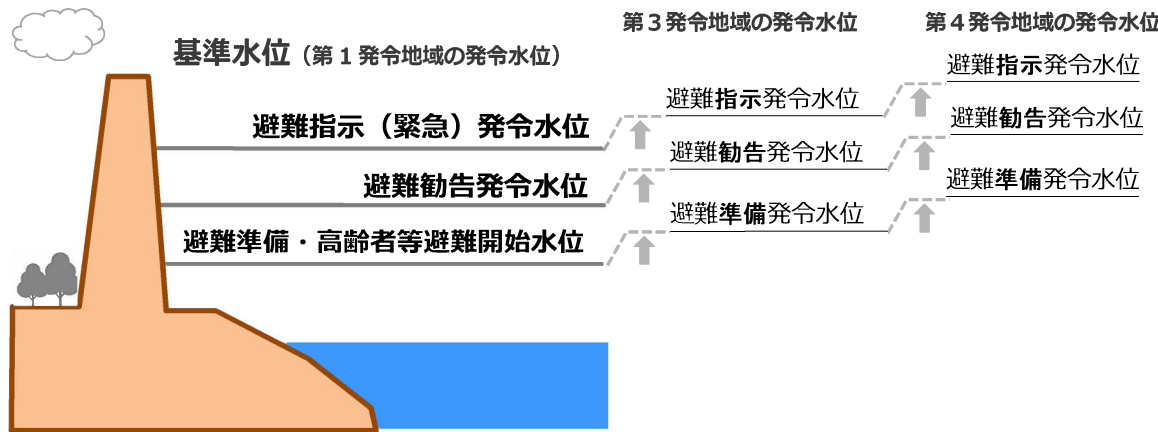
第 2 発令地域：基準水位到達後、継続して水位上昇した場合。

第 3 発令地域：河川ごとの 1 時間分の平均水位上昇量を基準水位に加えた水位に到達した場合。

第 4 発令地域：河川ごとの 2 時間分の平均水位上昇量を基準水位に加えた水位に到達した場合。

第 5 発令地域：氾濫が発生した場合。

＜例＞A 川の第 3 発令地域の避難勧告の発令基準水位の求め方
 $5.00\text{m (基準水位)} + 30\text{cm (1 時間分の平均水位上昇量)} = 5.30\text{m}$



各地域の発令水位一覧表【※暫定値】

河 川 名	水位観測所	避難勧告等の種別	避難勧告等の発令の判断基準となる水位				
			第1発令地域	第2発令地域	第3発令地域	第4発令地域	第5発令地域
宇治川	向島	避難準備・高齢者等避難開始	3.10 m	3.10 m + α	3.25 m	3.40 m	—
		避難勧告	3.60 m	3.60 m + α	3.75 m	3.90 m	—
		避難指示(緊急)	4.50 m	4.50 m + α	4.65 m	4.80 m	—
	淀	避難準備・高齢者等避難開始	4.30 m	4.30 m + α	4.45 m	4.60 m	—
		避難勧告	4.80 m	4.80 m + α	4.95 m	5.10 m	—
		避難指示(緊急)	5.80 m	5.80 m + α	5.95 m	6.10 m	—
桂 川	天竜寺	避難準備・高齢者等避難開始	0.20 m	0.20 m + α	0.48 m	0.76 m	—
		避難勧告	0.50 m	0.50 m + α	0.78 m	1.06 m	—
		避難指示(緊急)	0.68 m	0.68 m + α	0.96 m	1.24 m	—
	桂	避難準備・高齢者等避難開始	3.90 m	3.90 m + α	4.07 m	4.24 m	—
		避難勧告	4.00 m	4.00 m + α	4.17 m	4.34 m	—
		避難指示(緊急)	4.30 m	4.30 m + α	4.47 m	4.64 m	—
	納所	避難準備・高齢者等避難開始	3.40 m	3.40 m + α	3.57 m	3.74 m	—
		避難勧告	3.80 m	3.80 m + α	3.97 m	4.14 m	—
		避難指示(緊急)	5.20 m	5.20 m + α	5.37 m	5.54 m	—
木津川下流	八幡	避難準備・高齢者等避難開始	4.10 m	4.10 m + α	4.28 m	4.46 m	—
		避難勧告	4.50 m	4.50 m + α	4.68 m	4.86 m	—
		避難指示(緊急)	6.10 m	6.10 m + α	6.28 m	6.46 m	—
鴨川・高野川	荒神橋	避難準備・高齢者等避難開始	1.90 m	1.90 m + α	2.10 m	2.30 m	—
		避難勧告	2.30 m	2.30 m + α	2.50 m	2.70 m	—
		避難指示(緊急)	2.50 m	2.50 m + α	2.70 m	2.90 m	—
弓削川	五本松	避難準備・高齢者等避難開始	2.40 m	2.40 m + α	2.77 m	3.14 m	—
		避難勧告	2.80 m	2.80 m + α	3.17 m	3.54 m	—
		避難指示(緊急)	3.30 m	3.30 m + α	3.67 m	4.04 m	—
桂川(周山)	周山	避難準備・高齢者等避難開始	4.00 m	4.00 m + α	4.76 m	5.52 m	—
		避難勧告	4.70 m	4.70 m + α	5.46 m	6.22 m	—
		避難指示(緊急)	5.50 m	5.50 m + α	6.26 m	7.02 m	—
山科川	勧修寺	避難準備・高齢者等避難開始	2.20 m	2.20 m + α	4.20 m	—	—
		避難勧告	2.40 m	2.40 m + α	4.40 m	—	—
		避難指示(緊急)	3.40 m	3.40 m + α	5.40 m	—	—
天神川	西院	避難準備・高齢者等避難開始	2.50 m	2.50 m + α	3.40 m	—	—
		避難勧告	3.20 m	3.20 m + α	4.10 m	—	—
		避難指示(緊急)	4.10 m	4.10 m + α	5.00 m	—	—
小畑川	大原野	避難準備・高齢者等避難開始	2.20 m	2.20 m + α	2.88 m	3.56 m	—
		避難勧告	2.60 m	2.60 m + α	3.28 m	3.96 m	—
		避難指示(緊急)	3.30 m	3.30 m + α	3.98 m	4.66 m	—